

臨時休業規定について

1 午前6時30分から始業時（午前8時40分）までの時間帯において、舞鶴市に次のア～エのいずれかのパターンで気象警報が発表された場合は自宅待機とする。

ア 特別警報

（レベル5 氾濫特別、レベル5 大雨特別、レベル5 土砂災害特別、レベル5 高潮特別、暴風特別、波浪特別、暴風雪特別、大雪特別）

イ 危険警報

（レベル4 氾濫危険、レベル4 大雨危険、レベル4 土砂災害危険、レベル4 高潮危険）

ウ レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、津波（大津波）警報のいずれかの警報

エ 特別警報解除後に引き続き何らかの警報

（警報発表・解除の時刻は、京都地方気象台発表のものとする。）

2 午前7時00分から始業時（午前8時40分）までの時間帯において、JR舞鶴線（東舞鶴駅～西舞鶴駅間）がすべて運休の場合は自宅待機とする。

3 午前10時までに、警報が解除された場合、JR舞鶴線の運行が再開された場合は、午後から授業を行うこととする。（午後1時40分HR教室集合）

4 午前10時の時点で、引き続き警報が発表されている場合、JR舞鶴線が運休している場合は、臨時休業とする。

5 京都府に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、該当日を原則臨時休業とする。

6 校長が必要と認めたとき、臨時休業又は授業実施等の措置を行うことがある。

7 留意事項

・ 居住地の状況（居住地の警報・特別警報、河川の増水・氾濫や道路冠水、土砂災害などによる通学路の通行不能、公共交通機関の運休・混雑等）によって登校できないときは、学校に連絡をすること。状況によって「出席停止・忌引き等（非常災害による）」として取り扱う。

・ 休日に学校が実施する部活動や模擬試験等の教育活動は、上記の様に警報が発表された場合、原則として実施しない。別途指示があれば、指示に従うこと。

付則 平成30年10月1日 改訂
令和3年5月17日 改訂
令和6年4月1日 改訂
令和6年7月17日 改訂
令和8年5月29日 改訂